

指定通所介護事業運営規程

(特別養護老人ホーム瑞祥苑)

社会福祉法人 佳祐会

平成30年12月1日改訂

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人佳祐会が開設する、瑞祥苑デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業員は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。
- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めると共に利用者の意思及び人格を尊重し、サービスに努めるものとする。

(事業の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム瑞祥苑
- (2) 所在地 奈良県大和郡山市矢田町4739-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下のとおりとする。
- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所に勤務する従業員の管理及び利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握と通所介護計画、通所介護報告書等の作成及び家族との連絡調整にあたる。
- (3) 介護職員 7名以上
通所介護計画に基づいて介護サービスの提供にあたる。
- (4) 看護職員 1名以上
利用者の健康状態チェックにあたる。
- (5) 介助員 1名以上

利用者の送迎及び、介護サービスの補佐をする。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の心身の状態に応じた機能訓練を実施する。

(営業日及び営業時間及び利用定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月、火、水、木、金、土

(2) 営業時間 午前8時00分から午後7時30分まで
※送迎時間を含む事業所の営業時間

(3) サービス提供時間 午前8時45分から午後6時30分まで
※夕食提供を含むサービス

(4) 事業の利用定員は1日45名とする。

(5) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は休業とする。

(事業の内容)

第6条 事業所の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 基本事業

イ. 生活指導(相談援助等)

ロ. 機能訓練(日常動作訓練等)

ハ. 介護サービス(移動や排泄の介助、見守りサービス)

ニ. 介護方法の指導(介護教室)

ホ. 健康状態の確認

ヘ. 送迎のサービス

(2) 通所事業

イ. 給食サービス

ロ. 入浴サービス

(利用料その他の費用)

第7条 通所介護サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣の定める基準額によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 食事の提供に要する費用

① 昼食のみ提供の場合 650円

② おやつ・飲物のみ提供の場合 150円

- ③ 夕食のみ提供の場合 450円
- ④ 昼食及びおやつ・飲物提供の場合 800円
- ⑤ 昼食及びおやつ・飲物並びに夕食提供の場合 1,250円
- (2) オムツ代・・・実費相当額
- (3) その他日常生活上の便宜の提供に係る費用・・・実費相当額
- 2 前項各号の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明すると共に支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は奈良県大和郡山市、奈良市、生駒市及び生駒郡斑鳩町、安堵町とする。

(利用者側が留意すべき事項)

第9条

- (1) 利用者は当該サービスを利用するにあたり、サービス提供期間等との連携に協力しなければならない。
- (2) 利用者はその都度心身の状態をセンターに連絡し、医師の診断書等、センターの求める書類について要求があった場合、速やかに提出しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、事業の実施中に利用者の状態の急変、その他緊急事態が発生した時は、速やかに家族及び主治医に連絡し適切な処置を行う事とする。

(非常災害時における対策)

第11条 事業者は非常災害に備えて防災計画を立てると共に、定期的に避難訓練等を実施する。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 事業所の従業員は資質向上のため、研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修、採用後1ヶ月以内

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を利用者又はその家族の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を退職後も漏洩しないことを明示した雇用契約内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人佳祐会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改訂後の第5条（2）は平成14年3月1日から適用する。

改訂後の第8条は平成14年3月1日から適用する。

追加の第7条（4）（5）は平成14年3月1日から適用する。

改訂後の第7条（1）は平成17年10月1日から適用する。

改訂後の第4条（3）（6）第5条（3）第8条及び第9条は平成19年1月4日から適用する。

改定後の第5条（3）は平成19年4月1日から適用する。

改定後の第5条（2）は平成24年4月1日から適用する。

改定後の第3条第1項、第5条第4項、第8条は平成25年7月11日より施行する。

改定後の第5条第2項及び第3項及び第7条第1項は平成27年5月1日からとする。

改訂後の第5条第2項及び第3項及び第7条第1項は平成30年8月1日からとする。